

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
給食費 (3歳以上児) (ゆり・ばら・きく組) ※おやつ代含む	(主食費) 2号認定こどもに係る幼児全員 (副食費) 国の基準により保育料に含まれないため。また、内閣府の公定価格の「特定教育・保育等に要する費用額の算定に関する基準」が変更になり副食費保護者負担額を国基準に合わせて引き上げるため。 ※所得等の状況によって減免される場合があります。	月額 1,500円
		月額 4,800円
物品に係る費用	保育用品を購入した際	随時 実費
保護者会費	保護者会運営費	300円/月 (6ヵ月分毎) 年2回 1,800円
日本スポーツ振興保険	保育所での負傷等の場合、医療費が支給される制度です。	年額 240円
その他実費	観劇や、入場料等行事に係る費用を負担していただくもの	随時 実費

2 時間外保育に係る利用者負担

・保育短時間認定の方については、下記の時間外保育を利用された場合時間外保育料が発生します。

① 7:00～8:30	1回200円、最大3,000円/月
② 16:30～18:00	1回200円、最大3,000円/月
③ 18:00～19:00	1回200円、最大3,000円/月

・保育標準時間認定の方については、下記の時間外保育を利用された場合時間外保育料が発生します。

① 18:00～19:00	1回200円、最大3,000円/月
---------------	-------------------

・時間外保育料については月締め実績に基づいて、200円×回数を集金させていただきます。

※ 当所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

※ お支払方法は、以上の合計を毎月15日に中国銀行の口座より引き落としさせていただきます。

※ 年齢は、各年度の4月1日現在の満年齢とさせていただきます。